

別紙2: 中国越境EC通関と中国行郵税通関の比較

	中国越境EC通関	中国行郵税通関
内容品事前登録	備案登録(※1)	販売商品情報
税率	9.1%、23.1%	13%、20%、50%
中国輸入時の通関情報の事前提供	三単情報(※2)	—
免税額	—	50元
1回の制限額	5,000元	1,000元 (分割不可は5,000元)
年間の制限額	26,000元	—
個人ID情報の提供	受取人(購入者)のID	
課税方法	申告方式	
税の支払方法	荷主払い	
輸入品目	ポジティブリスト(※3) に掲載	原則、郵便禁制品と同等

※1 備案登録…中国越境EC通関を適用する場合は、事前に中国側に輸入する商品の品目などを中国税関に登録する必要があり、この登録を備案登録という。

※2 三単情報…中国越境EC通関を適用する場合には、輸入通関時に注文単(注文情報)、支払単(支払情報)、発送単(宅配情報)の3単情報(受取人ID情報を含む)を、電子的に中国税関に送信する必要がある。

※3 ポジティブリスト…中国政府が中国越境EC通関を適用できる具体的な品目を現した品目表。当該品目以外は中国越境EC通関の適用外となる。